

# 興行場営業許可申請について

高松市保健所生活衛生課 環境衛生係  
〒760-0074 高松市桜町1丁目10-27  
TEL 087-839-2865/FAX 087-839-2879

申請書は黒のボールペン等消えないものではっきりと記入し、申請に必要な書類を添えて、営業開始予定日の20日前までに提出してください。

許可取得の翌月には、「オープンデータたかまつ」に施設名、施設所在地、営業者氏名、営業者住所（法人のみ）、許可番号、許可年月日、興行の種類、興行の期間（仮設のみ）を掲載いたしますので御了承ください。

## <興行場とは>

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、聞かせる施設を言います。例えば、映画館、観劇場、スポーツ観戦施設等が該当します。

## <興行場営業許可>

反復、継続して、興行場を営業するためには、許可を受ける必要があります。一定の施設が興行場として使用される場合、月5日以上の興行で許可が必要な可能性があります。

## <興行場の区分>

**常設興行場**：常時又は定期若しくは不定期に興行を行う専用の施設

**仮設興行場**：季節的若しくは一時的に興行を行う仮設の施設又は常設興行場以外の施設を一時的に利用して興行を行う臨時の施設

## 【申請に必要な書類等】

### ①興行場営業許可申請書

- ②手数料 常設 14,000円（現金）  
仮設 7,000円（現金） ※受領した手数料は返還できません。

### ③営業施設の周辺（200m）の付近見取図

### ④営業施設の構造設備を明らかにする図面

- ・各階の平面図及び詳細図（機械室含む）
- ・立面図
- ・外観図
- ・断面図 等

（申請者が法人の場合）

### ⑤登記事項証明書（原本）及び定款又は寄附行為の写し

### ⑥営業内容報告書（興行の具体的内容、入場料、営業時間等を記載した書面）

（高松市興行場法施行条例第14条の適用を受ける場合）

### ⑦基準の緩和の適用を受ける理由を記載した書類

### ⑧任意：申請者が外国人の場合、住民票の写し

（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。）

### ⑨任意：建築基準法による検査済証の写し（高松市建築指導課 087-839-2488 市役所9階）

### ⑩任意：消防法による消防用設備等検査済証等の写し（営業施設を所管する消防署）

（建築指導課及び所管する消防署他、関係課に対して、興行場法に基づく申請のあった旨通知しています。）

## 【高松市興行場法施行条例（抜粋）】

### （施設の設置の場所の基準）

第2条 興行場（以下「施設」という。）の設置の場所についての基準は、排水及び換気に支障がない場所であることとする。

### （施設の構造設備の基準）

第3条 施設の構造設備についての基準は、次のとおりとする。

- （1）清掃及び排水が容易にできる構造であること。
- （2）ねずみ、昆虫等の侵入を防止するために必要な設備が設けられていること。
- （3）施設のうち、興行を見せ、又は聞かせるため入場者に利用させる場所（以下「観覧室」という。）は、食堂、ロビー、便所、売店その他の興行に直接関係しない場所とは、隔壁等により区画されていること。

### （観覧室の構造設備の基準）

第4条 観覧室の構造設備についての基準は、次のとおりとする。

- （1）清掃及び消毒が容易にでき、かつ、入場者の移動、着席及び出入りが容易にできる構造であること。
- （2）十分な高さ及び広さを有し、かつ、適当な数及び広さの出入口及び観覧席（興行を見せ、又は聞かせるため入場者に利用させる椅子席、座席（升席を含む。）及び立見席をいう。）が設けられていること。
- （3）温度計及び湿度計が入場者の見やすい箇所に設けられていること。

### （喫煙所の構造設備の基準）

第5条 喫煙所の構造設備についての基準（施設を全面禁煙とする場合を除く。）は、次のとおりとする。

- （1）施設の出入口からできる限り離して設けること。
- （2）たばこの煙が喫煙所の外に流れ出ない構造であること。

### （空気環境に係る設備の基準）

第6条 空気環境に係る設備についての基準は、次のとおりとする。

- （1）観覧室には、床面積及び収容人員に応じた十分な能力を有する機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。以下同じ。）又は空調設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。以下同じ。）が設けられていること。
- （2）調理室、喫煙所及び便所には、汚染された空気を直接施設外に排出できるよう、局所排気装置が設けられていること。

### （照明設備の基準）

第7条 照明設備についての基準は、次のとおりとする。

- （1）観覧室、ロビー、喫煙所、廊下、階段、便所その他の入場者が利用する場所（以下「場内」という。）には、床面において150ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備が設けられていること。
- （2）観覧室には、映写等の時間中であっても床面のすべての箇所において常に0.2ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備が設けられていること。

### （便所の構造設備の基準）

第8条 便所の構造設備についての基準は、次のとおりとする。

- （1）施設には、入場者の利用に応ずるよう、男性用便所及び女性用便所が設けられていること。
- （2）出入口（前室を設けた水洗便所であって衛生上支障がないものの出入口を除く。）は、直接観覧室に開口しない構造であること。
- （3）便所に設ける便器の数は、次のとおりであること。
  - ア 男性用便器の数と女性用便器の数は、施設の業種、規模及び用途並びに男女別の利用者数等を適切に反映したものとすること。
  - イ 男性用便器は、小便器5個以内ごとに大便器1個が設けられていること。

(換気に係る措置の基準)

- 第9条 換気に係る措置についての基準は、次のとおりとする。
- (1) 場内の空気環境の調整は、次に掲げるところによること。
    - ア 炭酸ガスの含有率は、100万分の1,500以下であること。
    - イ 浮遊粉じんの量は、空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下であること。
  - (2) 空気調和設備による場内の空気環境の調整は、前号ア及びイに掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。
    - ア 温度は、17度以上28度以下であること。
    - イ 場内における温度を外気の温度より低くする場合には、その差を著しくしないこと。
    - ウ 相対湿度は、30パーセント以上80パーセント以下であること。
    - エ 気流は、0.5メートル毎秒以下であること。
  - (3) 前2号の調整に係る測定は、規則で定める方法により、必要に応じて実施し、その実施記録は、2年間保存すること。
  - (4) 機械換気設備及び空気調和設備の管理は、次に掲げるところによること。
    - ア 定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合には、速やかに、補修して、常に機能を設計どおりに保持し、かつ、使用できるように整備すること。
    - イ 適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

(照明に係る措置の基準)

- 第10条 照明に係る措置についての基準は、次のとおりとする。
- (1) 照明設備は、定期的に保守点検し、照度不足、故障等が生じた場合には、速やかに、取り替え、又は補修すること。
  - (2) 場内の照度は、照明設備の機能どおりに適正に保持し、その低下を来さないよう照明設備は適切に清掃し、常に清潔に保つこと。
  - (3) 照度は、定期的に測定すること。

(防湿に係る措置の基準)

- 第11条 防湿に係る措置についての基準は、必要に応じて排水溝等を補修し、適切に清掃することとする。

(清潔保持に係る措置の基準)

- 第12条 清潔保持に係る措置についての基準は、次のとおりとする。
- (1) 施設設備（機械換気設備、空気調和設備、照明設備及び排水溝等を除く。）は、必要に応じて補修し、毎日清掃すること。
  - (2) ねずみ、昆虫等の発生防止及び駆除に努めること。

(その他入場者の衛生に必要な措置の基準)

- 第13条 第9条から前条までに規定するもののほか、入場者の衛生に必要な措置についての基準は、次のとおりとする。
- (1) 施設のうち喫煙所以外の場所での喫煙を禁止すること。
  - (2) 禁煙及び喫煙所である旨の表示は、容易に見えるよう場内の適当な箇所に掲示すること。
  - (3) 観覧室内には、入場定員を超えて入場させないこと。

(基準の緩和等)

- 第14条 市長は、施設の特性に応じ、第2条から第8条に規定する基準によらなくても、当該施設について公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準の全部若しくは一部を適用せず、又は緩和して適用することができる。
- 2 市長は、屋外に面した観覧席を有する施設又は仮設の施設であること等の特殊な理由により、第9条から第13条に規定する基準によらなくても、当該施設の入場者の衛生に支障がないと認めるときは、当該基準の全部若しくは一部を適用せず、又は緩和して適用することができる。